

2019年度
公益財団法人日本ソフトボール協会 準指導員養成講習会 開催要項

1. 目的

地域において、ソフトボール活動を実施しているクラブやグループ・スポーツ教室で基礎的なソフトボール技術や一般的な身体活動の指導にあたり、ソフトボールの普及および発展に資するため、本協会準指導員規則に基づき準指導員養成講習会並びに検定試験を実施し、指導者の資質・技術の向上を図る。

2. 主催 公益財団法人日本スポーツ協会 公益財団法人日本ソフトボール協会

3. 主管 近畿ソフトボール協会

(兵庫県ソフトボール協会・大阪府ソフトボール協会・京都府ソフトボール協会
滋賀県ソフトボール協会・奈良県ソフトボール協会・和歌山県ソフトボール協会)

4. 期日・会場

【集合講習】

第1回 2019年11月30日(土)「8時間」 園田学園女子大学

第2回 2019年12月1日(日)「7時間」 園田学園女子大学

第3回 2019年12月14日(土)「8時間」 堺市立堺高等学校

第4回 2019年12月15日(日)「7時間」 堺市立堺高等学校

会場の所在地

園田学園女子大学 兵庫県尼崎市南塚口町7-29-1

TEL 06-6429-1201

堺市立堺高等学校 大阪府堺市堺区向陵東町1-10-1 TEL 072-240-0804

【自宅学習】(レポートの提出) 「10時間」

5. 受講・受検資格

- (1) 2019年4月1日現在、満18歳以上の者。
- (2) 地域において、ソフトボール活動を実施しているクラブやグループ、スポーツ教室で実際の指導にあっている指導者、およびこれから指導者になろうとする者。
- (3) 講習・検定試験のすべてを受講・受験すること。(この項目に満たない場合は、受講終了とは認められないので留意のこと)
- (3) 公益財団法人日本スポーツ協会公認指導員養成講習会の共通科目又は、スポーツリーダーを受講・受検すること。

6. 受講申込み方法

受講希望者は、別紙申込書に必要事項を記入の上、下記あてに郵送すること。なお、受講料を振り込んだことが証明できる用紙のコピーを添付・同封すること。

(申込先) 〒673-8585

兵庫県明石市荷山町1744 明石高校内 市毛啓之宛

または、所定の「申し込み書」(各府県協会のホームページに掲載)をダウンロードしたものに記入の上、下記のアドレスに送信すること。なお、受講料を振り込んだことが証明できる用紙の写真を添付すること。(送信先) softball.kinki@gmail.com

(受講申し込みの締切り) 2019年11月8日(金) 郵送の場合：当日消印有効

7. 受講者 募集人員は100名程度

8. 講習内容

- (1) 基礎理論（10時間） 別途7時間の自宅学習
- (2) 実技（12時間） 別途2時間の自宅学習
- (3) 指導実習（8時間） 別途1時間の自宅学習
- (4) 講習合計時間数 集合講習（30時間）＋自宅学習（10時間） 計40時間

9. 検定委員・講師

- (1) 検定委員 近畿各府県ソフトボール協会会長、理事長、指導者委員長
- (2) 講師 近畿ソフトボール協会各府県指導者委員長、およびそれに代わる者

10. 受講者が持参するもの

- (1) 受講・受検票（11月20日から末にかけて送付します）
- (2) 実技に必要な用具一式（グローブ、スポーツウェア、スポーツシューズ、雨天時の体育館シューズ等）
- (3) 筆記用具
- (4) 保険証、その他、必要と思われるもの

11. 諸費用

- (1) 受講料（指導教本含む） 16,000円
*受講料（指導教本含む）は、納入後は返金できません。
- (2) 合格時の認定料・登録料 6,000円
*不合格時、または受講・受検資格に満たない場合認定料・登録料は返金します。

" *合計22,000円を、2019年1月8日（金）までに必ず受講者名で下記に振り込むこと

指定銀行	ゆうちょ銀行
口座番号	10330-99872551
口座名義	イチケ ヒロユキ

[注意] (1)振り込み証明書のコピーを申込用紙に添付し郵送すること。または、振り込み証明書の写真を添付し送信すること。

(2)諸費用の返金規定を確認の上、申し込むこと。

12. 認定・登録手続き

検定合格者は都道府県協会を窓口として、公益財団法人日本ソフトボール協会へ所定の事務手続き（判定結果報告書・認定合格者申請書・登録申請書等）を行い、完了した者（併せて認定料・登録料を納入した者）を準指導員とし、併せて公益財団法人日本スポーツ協会指導員専門科目修了者として認識され、「認定書」を交付する。なお、登録の有効期限は最大4年間、登録料は新規登録（@2,000円）のみとし1年毎の更新登録の納入はないものとする。また、新規登録後4年を経過した者については、本協会公認指導者資格規定第8条（指導者資格の喪失）が適用され、それ以後の更新はできないものとする。

13. 資格移行手続き

準指導員資格取得者は、同時に公認指導員専門科目修了者となり、準指導員登録年度（新規登録年度）を含め4年以内にスポーツリーダー養成講座等の受講・受験することが義務付けられています。

準指導員資格の有効期限内に受講申し込み手続きを行ってください。

(手順1) 準指導員の方は、スポーツリーダー養成講座等の受講・受験に申し込んでください。

(手順2) 都道府県協会事務局は、資格移行審査の申し出があった場合には、希望者に対して下記書類(①②③)を準備の上、希望者本人が当該都道府県体育協会事務局へ郵送し、審査依頼をすること。

①準指導員資格の認定書、もしくは準指導員証(専門科目)の写し。

②スポーツリーダー認定(合格)証の写し。

③公認スポーツ指導者養成講習会共通・専門科目講習・試験の免除(終了)申請書。*申請書様式は、本会ホームページよりダウンロード可。

<注意事項> 免除・免除申請をする際は、指導者マイページ(インターネット上での申請)上から申請・提出をするようお願いします。

なお、有効期限内に移行が完了しない場合は、本会公認指導者既定第7条(指導者資格の喪失)が適用されます。

1.4. その他

(1) 本養成講習会に関する問い合わせ先

◇全般 近畿指導者委員長 亀田 敦宣(兵庫県指導者委員長)
携帯 090-8759-6430

◇「受講申込み」送付に関して 亀田 敦宣

◇兵庫会場に関して 兵庫県指導者委員長(亀田) 090-8759-6430

◇大阪会場に関して 大阪府指導者副委員長(平井) 090-8824-7262